

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
12月13日
(火曜日)

目次

- 規則
山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）……………
- 告示
保安林予定森林（岩国市）（森林整備課）……………
- 道路の位置の指定（建築指導課）……………
- 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正（会計課）……………



山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十八号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則（昭和四十八年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十一条」に改める。

第十九条第一項第二号中「届出受理」を「届出」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 許可を受けた場合にあつては、その許可の番号

第十九条第二項中「に係る受理書の交付を受けた」を「をした」に改める。
第四十条を削り、第四十一条を第四十条とし、第四十二条を第四十一条とする。
別表第五の二中「空気圧縮機」の下に「（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のもに限る。）」を加える。

別記第四号様式中

指定工場設置届出受理 可年月日 及び届出受理 可番号	年 月 日 第 号
-------------------------------------	-----------

指定工場設置届出 可年月日	年 月 日
許可番号	第 号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。「許可番号」欄は、指定工場の設置の許可を受けた場合のみ記入すること。「備考」欄は、日本産業規格A列4とする。

別記第五号様式から別記第九号様式までの規定中

指定工場設置届出 可年月日及び届出受理 可番号	年 月 日 第 号
-------------------------------	-----------

指定工場設置届出 可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
------------------	-------	------	-----

注 ※印欄は、記入しないこと。「注」1 「許可番号」欄は、指定工場の設置の許可を受けた場合のみ記入すること。「注」2 ※印欄は、記入しないこと。

別記第十号様式中

指定工場設置届出受理 可年月日及び届出受理 可番号	年 月 日 第 号
---------------------------------	-----------

指定工場設置届出許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号

に改め、同様式の

注に次のように加える。

4 「許可番号」欄は、指定工場の設置の許可を受けた場合にのみ記入すること。

別記第十二号様式中

設置届受理年月日及び受理番号	年 月 日 第 号
----------------	-----------

削る。

別記第十三号様式中

設置届受理年月日及び受理番号	年 月 日 第 号
----------------	-----------

削る。

別記第十四号様式中

設置届受理年月日及び受理番号	年 月 日 第 号
----------------	-----------

を削る。

別記第十五号様式及び別記第十六号様式中

設置届受理年月日及び受理番号	年 月 日 第 号
----------------	-----------

削る。

別記第二十号様式を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第五の二の改正規定は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和四年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市本郷町本郷字前大迫六一三、六一四、一二三八三、字古屋ヶ迫一二三七四の
一、一二三七七、字千代佐一二三八四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和四年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市潮音町六丁目二五七の三八、二五七の五七、二五・七二、 五九の三、二五九の六及び二五七の五七地先	六・一五	一八・五	令和四、 一一、二八

山口県告示第三百六十四号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和四年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

三の表三井住友信託銀行株式会社の項を削り、同表株式会社もみじ銀行の項中「国内に所在する店舗」を「々」に改める。

令和四年十二月十三日印刷

発行人所

山口県知事